

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年1月25日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	執行役社長 吉川 淳
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁 連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	野村日本国債インデックスファンド(確定拠出年金向け)
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成22年7月30日から平成23年7月28日まで) 2兆円を上限とします。 *なお、継続申込期間(以下「申込期間」といいます。)は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成22年7月29日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」および「第三部 委託会社等の情報」に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

第一部【証券情報】

原届出書の 第一部 証券情報 を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当たり1円です。

格付けは取得していません。

(以下略)

<訂正後>

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(以下略)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(3) ファンドの仕組み

(前略)

委託会社の概況

委託会社

(前略)

・資本金の額

平成22年6月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

（中略）

・大株主の状況(平成22年6月末現在)

（以下略）

<訂正後>

(3)ファンドの仕組み

（前略）

委託会社の概況

委託会社

（前略）

・資本金の額

平成22年12月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

（中略）

・大株主の状況(平成22年12月末現在)

（以下略）

2 投資方針

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(3) 運用体制

（前略）

ファンドの運用体制等は平成22年7月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(3) 運用体制

（前略）

ファンドの運用体制等は平成23年1月25日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 投資リスク

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

（前略）

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

資金動向、市況動向、不慮の出来事等の場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能

性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

(前略)

投資リスクに関する管理体制等は平成22年7月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(前略)

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

(前略)

投資リスクに関する管理体制等は平成23年1月25日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(3) 信託報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の42(税抜年10,000分の40)以内(平成22年7月29日現在年10,000分の31.5(税抜年10,000分の30))の率

を乗じて得た額とし、その配分については次の通り(税抜)とします。

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
年10,000分の7	年10,000分の20	年10,000分の3

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

< 訂正後 >

(3) 信託報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の42(税抜年10,000分の40)以内(平成23年1月25日現在年10,000分の31.5(税抜年10,000分の30))の率(「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とし、その配分については次の通り(税抜)とします。

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
年10,000分の7	年10,000分の20	年10,000分の3

* 上記配分は、平成23年1月25日現在の信託報酬率における配分です。

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

5 運用状況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

< 更新・訂正後 >

以下は平成22年11月30日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	2,530,015,478	99.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		231,292	0.00
合計(純資産総額)		2,530,246,770	100.00

< ご参考 >

「国内債券マザーファンド」

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	6,009,784,900	98.86
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		69,053,900	1.13
合計(純資産総額)		6,078,838,800	100.00

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価	簿価	評価	評価	投資比率
					単価	金額	単価	金額	
					(円)	(円)	(円)	(円)	(%)

1	日本	投資信託 受益証券	国内債券 マザー ファンド	2,202,695,001	1.1377	2,506,204,888	1.1486	2,530,015,478	99.99
---	----	--------------	---------------------	---------------	--------	---------------	--------	---------------	-------

<ご参考>

「国内債券マザーファンド」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	国庫債券 利付(5 年)第64 回	120,000,000	102.79	123,358,800	102.03	122,440,800	1.5	2012/6/20	2.01
2	日本	国債証券	国庫債券 利付(5 年)第88 回	110,000,000	100.20	110,227,400	100.40	110,440,000	0.5	2015/3/20	1.81
3	日本	国債証券	国庫債券 利付(5 年)第70 回	80,000,000	101.67	81,337,600	101.35	81,086,400	0.8	2013/3/20	1.33
4	日本	国債証券	国庫債券 利付(10 年)第28 4回	75,000,000	106.31	79,734,750	106.57	79,929,750	1.7	2016/12/20	1.31
5	日本	国債証券	国庫債券 利付(5 年)第78 回	70,000,000	102.17	71,523,200	101.93	71,353,800	0.9	2013/12/20	1.17
6	日本	国債証券	国庫債券 利付(10 年)第23 9回	70,000,000	102.58	71,812,300	101.87	71,315,300	1.4	2012/6/20	1.17
7	日本	国債証券	国庫債券 利付(10 年)第30 5回	70,000,000	100.29	70,209,300	101.81	71,269,100	1.3	2019/12/20	1.17
8	日本	国債証券	国庫債券 利付(10 年)第30 9回	70,000,000	101.02	70,719,100	99.52	69,668,900	1.1	2020/6/20	1.14
9	日本	国債証券	国庫債券 利付(5 年)第90 回	70,000,000	100.22	70,157,600	99.48	69,640,200	0.3	2015/6/20	1.14

10	日本	国債証券	国庫債券 利付（10 年）第29 6回	65,000,000	103.61	67,350,400	104.71	68,064,100	1.5	2018/9/20	1.11
11	日本	国債証券	国庫債券 利付（10 年）第31 1回	70,000,000	97.01	67,909,600	96.57	67,604,600	0.8	2020/9/20	1.11
12	日本	国債証券	国庫債券 利付（10 年）第24 0回	65,000,000	102.37	66,546,350	101.72	66,121,250	1.3	2012/6/20	1.08
13	日本	国債証券	国庫債券 利付（10 年）第25 3回	63,000,000	104.47	65,819,250	103.79	65,389,590	1.6	2013/9/20	1.07
14	日本	国債証券	国庫債券 利付（10 年）第29 7回	60,000,000	102.55	61,535,400	103.71	62,227,200	1.4	2018/12/20	1.02
15	日本	国債証券	国庫債券 利付（5 年）第84 回	60,000,000	101.35	60,812,400	101.33	60,799,200	0.7	2014/6/20	1.00
16	日本	国債証券	国庫債券 利付（5 年）第92 回	60,000,000	99.33	59,602,200	99.34	59,605,200	0.3	2015/9/20	0.98
17	日本	国債証券	国庫債券 利付（10 年）第29 1回	55,000,000	102.63	56,447,600	103.65	57,012,450	1.3	2018/3/20	0.93
18	日本	国債証券	国庫債券 利付（10 年）第30 3回	55,000,000	101.55	55,854,700	102.98	56,641,200	1.4	2019/9/20	0.93
19	日本	国債証券	国庫債券 利付（10 年）第26 4回	52,000,000	104.70	54,448,680	104.32	54,251,080	1.5	2014/9/20	0.89
20	日本	国債証券	国庫債券 利付（20 年）第25 回	48,000,000	114.42	54,924,960	112.50	54,000,480	4.1	2014/3/20	0.88
21	日本	国債証券	国庫債券 利付（10 年）第25 0回	53,000,000	100.83	53,440,960	100.70	53,375,240	0.5	2013/6/20	0.87
22	日本	国債証券	国庫債券 利付（10 年）第27 6回	50,000,000	105.70	52,854,500	105.67	52,837,000	1.6	2015/12/20	0.86

23	日本	国債証券	国庫債券 利付（5 年）第72 回	50,000,000	103.91	51,957,000	103.23	51,619,500	1.5	2013/6/20	0.84
24	日本	国債証券	国庫債券 利付（10 年）第30 2回	50,000,000	101.89	50,946,000	103.23	51,615,000	1.4	2019/6/20	0.84
25	日本	国債証券	国庫債券 利付（20 年）第11 3回	50,000,000	100.69	50,346,000	102.55	51,278,500	2.1	2029/9/20	0.84
26	日本	国債証券	国庫債券 利付（10 年）第28 5回	48,000,000	106.26	51,004,800	106.60	51,170,400	1.7	2017/3/20	0.84
27	日本	国債証券	国庫債券 利付（5 年）第65 回	50,000,000	102.58	51,294,500	101.87	50,939,500	1.4	2012/6/20	0.83
28	日本	国債証券	国庫債券 利付（5 年）第85 回	50,000,000	101.26	50,631,000	101.31	50,655,500	0.7	2014/9/20	0.83
29	日本	国債証券	国庫債券 利付（5 年）第87 回	50,000,000	100.24	50,124,000	100.47	50,239,000	0.5	2014/12/20	0.82
30	日本	国債証券	国庫債券 利付（2 年）第29 5回	50,000,000	100.15	50,078,500	100.03	50,016,500	0.2	2012/8/15	0.82

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		99.99
合計		99.99

<ご参考>

「国内債券マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
国債証券		98.86
合計		98.86

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

平成22年11月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2002年5月10日)	3	3	1.0050	1.0050
第2期 (2003年5月12日)	27	27	1.0471	1.0491
第3期 (2004年5月10日)	315	315	1.0137	1.0137
第4期 (2005年5月10日)	406	406	1.0354	1.0359
第5期 (2006年5月10日)	525	526	1.0036	1.0041
第6期 (2007年5月10日)	723	723	1.0321	1.0326
第7期 (2008年5月12日)	907	907	1.0484	1.0489
第8期 (2009年5月11日)	1,850	1,850	1.0737	1.0742
第9期 (2010年5月10日)	2,220	2,221	1.0989	1.0994
2009年11月末日	2,051		1.0927	
12月末日	2,107		1.0935	
2010年1月末日	2,123		1.0930	
2月末日	2,133		1.0938	
3月末日	2,157		1.0912	
4月末日	2,200		1.1002	
5月末日	2,253		1.1025	
6月末日	2,309		1.1156	
7月末日	2,378		1.1193	
8月末日	2,425		1.1266	
9月末日	2,496		1.1270	
10月末日	2,520		1.1223	
11月末日	2,530		1.1091	

分配の推移

期	1口当たりの分配金
第1期	0.0000 円
第2期	0.0020 円
第3期	0.0000 円
第4期	0.0005 円
第5期	0.0005 円
第6期	0.0005 円
第7期	0.0005 円
第8期	0.0005 円
第9期	0.0005 円

収益率の推移

期	収益率
第1期	0.5 %
第2期	4.4 %
第3期	3.2 %
第4期	2.2 %
第5期	3.0 %
第6期	2.9 %
第7期	1.6 %
第8期	2.5 %
第9期	2.4 %
第10期(中間期)	1.9 %

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

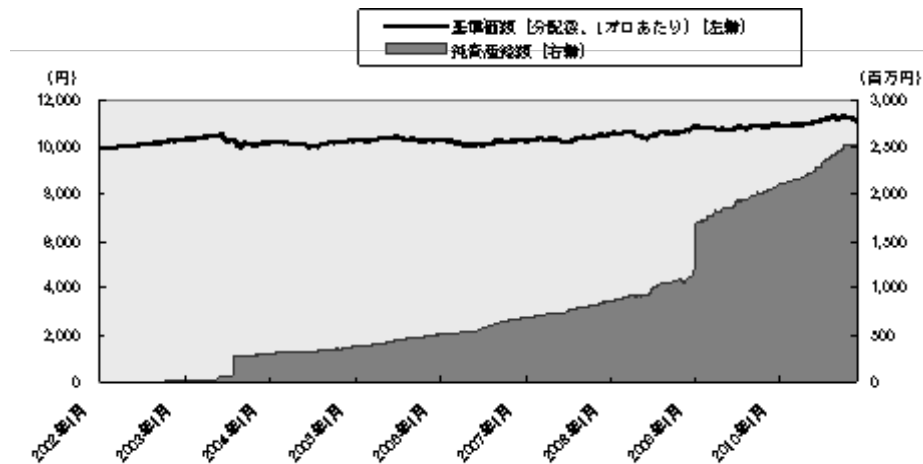
(4)設定及び解約の実績

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	3,218,154		3,218,154
第2期	23,315,677	286,721	26,247,110
第3期	301,612,893	16,199,335	311,660,668
第4期	109,221,681	28,362,343	392,520,006
第5期	187,610,220	56,015,048	524,115,178
第6期	238,539,060	61,795,269	700,858,969
第7期	224,901,553	60,451,429	865,309,093
第8期	1,004,050,887	146,332,765	1,723,027,215
第9期	459,822,461	162,385,179	2,020,464,497
第10期(中間期)	293,005,391	69,451,283	2,244,018,605

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

< 参考情報 > 運用実績（2010年11月30日現在）

[基準価額・純資産の推移]（日次：設定来）



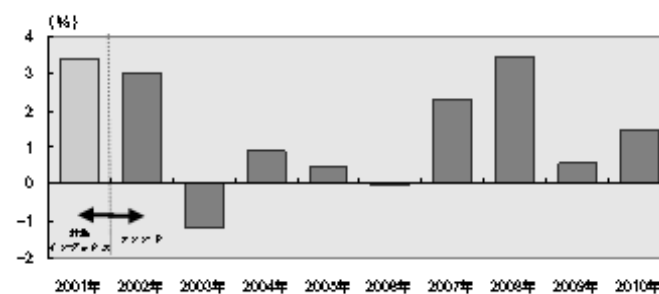
[分配の推移]（1万口あたり、課税前）

2010年5月	5 円
2009年5月	5 円
2008年5月	5 円
2007年5月	5 円
2006年5月	5 円
設定来累計	50 円

[主要な資産の状況]

実質的な銘柄別投資比率(上位)			
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	国庫債券 利付(5年)第64回	国債証券	2.0
2	国庫債券 利付(5年)第88回	国債証券	1.8
3	国庫債券 利付(5年)第70回	国債証券	1.3
4	国庫債券 利付(10年)第284回	国債証券	1.3
5	国庫債券 利付(5年)第78回	国債証券	1.2
6	国庫債券 利付(10年)第239回	国債証券	1.2
7	国庫債券 利付(10年)第305回	国債証券	1.2
8	国庫債券 利付(10年)第309回	国債証券	1.1
9	国庫債券 利付(5年)第90回	国債証券	1.1
10	国庫債券 利付(10年)第296回	国債証券	1.1

[年間収益率の推移]（暦年ベース）



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2001年は対象インデックスの年間収益率。
- ・2002年は設定日（2002年1月7日）から年末までのファンドの収益率。
- ・2010年は年初から11月末までのファンドの収益率。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

1 財務諸表

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表 につきましては、以下の「中間財務諸表」が追加されます。

< 中間財務諸表 >

野村日本国債インデックスファンド(確定拠出年金向け)

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第9期中間計算期間(平成21年 5 月12日から平成21年11月11日まで)については内閣府令第50号附則第4条第1項第1号により、改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成しており、第10期中間計算期間(平成22年 5 月11日から平成22年11月10日まで)については改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。
また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期中間計算期間(平成21年 5 月12日から平成21年11月11日まで)および第10期中間計算期間(平成22年 5 月11日から平成22年11月10日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第9期中間計算期間末 平成21年11月11日現在	第10期中間計算期間末 平成22年11月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,495,039	4,269,040
親投資信託受益証券	2,019,984,702	2,511,450,333
未収入金	288,597	1,070,648
未収利息	8	11
流動資産合計	2,022,768,346	2,516,790,032
資産合計	2,022,768,346	2,516,790,032
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,501,331	1,298,151
未払受託者報酬	1,740	378,694
未払委託者報酬	15,662	3,408,151
その他未払費用	116	25,180
流動負債合計	2,518,849	5,110,176
負債合計	2,518,849	5,110,176
純資産の部		
元本等		
元本	1,865,193,030	2,244,018,605
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	155,056,467	267,661,251
（分配準備積立金）	37,708,917	71,258,870
元本等合計	2,020,249,497	2,511,679,856
純資産合計	2,020,249,497	2,511,679,856
負債純資産合計	2,022,768,346	2,516,790,032

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期中間計算期間 自平成21年5月12日 至平成21年11月11日	第10期中間計算期間 自平成22年5月11日 至平成22年11月10日
営業収益		
受取利息	1,407	1,539
有価証券売買等損益	19,060,010	45,172,699
営業収益合計	19,061,417	45,174,238
営業費用		
受託者報酬	307,628	378,694
委託者報酬	2,768,604	3,408,151
その他費用	20,447	25,180
営業費用合計	3,096,679	3,812,025
営業利益	15,964,738	41,362,213
経常利益	15,964,738	41,362,213
中間純利益	15,964,738	41,362,213
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	530,103	1,040,282
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	127,067,630	199,784,419
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,146,444	34,436,509
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,146,444	34,436,509
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,592,242	6,881,608
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,592,242	6,881,608
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	155,056,467	267,661,251

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第9期中間計算期間 自 平成21年 5 月12日 至 平成21年11月11日	第10期中間計算期間 自 平成22年 5 月11日 至 平成22年11月10日
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	(1) 親投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 その他	当ファンドの計算期間は前期末が休 日のため、平成21年 5 月12日から平 成22年5月10日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、前期末が 休日のため、平成21年 5 月12日から 平成21年11月11日までとなっております。	当ファンドの計算期間は、平成22年 5 月11日から平成23年 5 月10日までと なっております。 なお、当該中間計算期間は、平成22年 5 月11日から平成22年11月10日まで となっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第9期中間計算期間末 平成21年11月11日現在	第10期中間計算期間末 平成22年11月10日現在
1 中間計算期間の末日における受益権の総数 1,865,193,030 口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 2,244,018,605 口
2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0831 円 (10,000口当たり純資産額 10,831 円)	2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1193 円 (10,000口当たり純資産額 11,193 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第9期中間計算期間末 平成21年11月11日現在	第10期中間計算期間末 平成22年11月10日現在
	1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
	2 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
	3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

(その他の注記)

1 元本の移動

第9期中間計算期間 自 平成21年 5 月12日 至 平成21年11月11日	第10期中間計算期間 自 平成22年 5 月11日 至 平成22年11月10日
期首元本額 1,723,027,215 円	期首元本額 2,020,464,497 円
期中追加設定元本額 232,044,256 円	期中追加設定元本額 293,005,391 円
期中一部解約元本額 89,878,441 円	期中一部解約元本額 69,451,283 円

2 デリバティブ取引関係

第 9 期中間計算期間末(平成21年11月11日現在)

該当事項はございませぬ。

第10期中間計算期間末(平成22年11月10日現在)

該当事項はございませぬ。

参考

国内債券マザーファンド

当ファンドは「国内債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1 「国内債券マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

対象年月日	平成22年11月10日現在
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	57,157,646
国債証券	6,024,517,700
未収利息	21,913,707
前払費用	413,797
流動資産合計	6,104,002,850
資産合計	6,104,002,850
負債の部	
流動負債	
未払金	20,149,900
未払解約金	1,070,648
流動負債合計	21,220,548
負債合計	21,220,548
純資産の部	
元本等	
元本	5,248,879,335
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	833,902,967
元本等合計	6,082,782,302
純資産合計	6,082,782,302
負債純資産合計	6,104,002,850

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成22年 5 月11日 至 平成22年11月10日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

平成22年11月10日現在	
1 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.1589 円
(10,000口当たり純資産額)	11,589 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年11月10日現在	
1 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。	
2 時価の算定方法	
国債証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価と しております。	
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含 まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等 によった場合、当該価額が異なることもあります。	

(その他の注記)

平成22年11月10日現在	
1 元本の移動及び期末元本額の内訳	
期首	平成22年 5 月11日
期首元本額	5,298,959,506 円
期首より平成22年11月10日までの期中追加設定元本額	331,976,406 円
期首より平成22年11月10日までの期中一部解約元本額	382,056,577 円
期末元本額	5,248,879,335 円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	631,345,447 円
バランスセレクト50	689,058,574 円
バランスセレクト70	177,628,825 円
国内債券・株式バランスファンド	1,477,269,978 円
バランスセレクト30(確定拠出年金向け)	12,757,519 円
バランスセレクト50(確定拠出年金向け)	31,449,989 円
バランスセレクト70(確定拠出年金向け)	10,398,987 円
野村日本国債インデックスファンド(確定拠出年金向け)	2,167,098,398 円
国内債券・株式バランスファンド(確定拠出年金向け)	51,871,618 円

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 ファンドの現況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況 につきましては、以下の内容に更
新・訂正されます。

<更新・訂正後>

純資産額計算書

平成22年11月30日現在

資産総額	2,533,342,191 円
負債総額	3,095,421 円
純資産総額(-)	2,530,246,770 円
発行済口数	2,281,265,813 口
1口当たり純資産額(/)	1.1091 円

<ご参考>

「国内債券マザーファンド」

資産総額	6,277,061,303	円
負債総額	198,222,503	円
純資産総額(-)	6,078,838,800	円
発行済口数	5,292,517,696	口
1口当たり純資産額(/)	1.1486	円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1) 資本金の額

平成22年6月末現在、17,180百万円

(以下略)

<訂正後>

(1) 資本金の額

平成22年12月末現在、17,180百万円

(以下略)

2 事業の内容及び営業の概況

原届出書の 第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成22年11月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	696	10,263,469
単体型株式投資信託	23	225,510
追加型公社債投資信託	19	4,763,387
単体型公社債投資信託	0	0
合計	738	15,252,366

3 委託会社等の経理状況

原届出書の 第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況 の該当部分を以下のように訂正するとともに、末尾に添付のように、最近中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）の中間財務諸表（以下「中間財務諸表」といいます。）が追加されます。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

1．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第50期事業年度(前事業年度)は、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第51期事業年度(当事業年度)は、内閣府令第50号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度及び当事業年度の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

<訂正後>

1．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第50期事業年度(前事業年度)は改正前、第51期事業年度(当事業年度)は改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度及び当事業年度の財務諸表ならびに当中間会計期間の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

<中間財務諸表>

[次へ](#)

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 平成22年5月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社 P WM日本証券株式会社 損保ジャパンDC証券株式会社	10,000百万円 3,000百万円 3,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社 伊予銀行 株式会社 大分銀行 株式会社 大垣共立銀行 株式会社 鹿児島銀行 株式会社 紀陽銀行 株式会社 佐賀銀行 株式会社 滋賀銀行 株式会社 十八銀行 株式会社 りそな銀行 株式会社 みずほコーポレート銀行 株式会社 山形銀行	20,948百万円 19,598百万円 36,166百万円 18,130百万円 80,096百万円 16,062百万円 33,076百万円 24,404百万円 279,928百万円 1,404,065百万円 12,008百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
富国生命保険相互会社	86,000百万円	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。
東京海上日動火災保険株式会社	101,994百万円	保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

* 平成22年5月末現在

富国生命保険相互会社の資本金の額の箇所には「基金」および「基金償却積立金」の合計額を記載しています。

<訂正後>

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
-------	-----------------------	----------

野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
------------	-----------	--

* 平成22年11月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社 P WM日本証券株式会社 損保ジャパンDC証券株式会社	10,000百万円 3,000百万円 3,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社 伊予銀行 株式会社 大分銀行 株式会社 大垣共立銀行 株式会社 鹿児島銀行 株式会社 紀陽銀行 株式会社 佐賀銀行 株式会社 滋賀銀行 株式会社 十八銀行 株式会社 りそな銀行 株式会社 みずほコーポレート銀行 株式会社 山形銀行	20,948百万円 19,598百万円 36,166百万円 18,130百万円 80,096百万円 16,062百万円 33,076百万円 24,404百万円 279,928百万円 1,404,065百万円 12,008百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
富国生命保険相互会社	86,000百万円	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。
東京海上日動火災保険株式会社	101,994百万円	保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

* 平成22年11月末現在

富国生命保険相互会社の資本金の額の箇所には「基金」および「基金償却積立金」の合計額を記載しています。

中間貸借対照表

		平成22年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		1,452
金銭の信託		38,874
有価証券		2,300
短期貸付金		186
未収委託者報酬		10,177
未収収益		3,318
繰延税金資産		1,118
その他		260
貸倒引当金		6
流動資産計		57,681
固定資産		
有形固定資産	1	1,609
無形固定資産		11,109
ソフトウェア		11,106
その他		2
投資その他の資産		26,021
投資有価証券		8,177
関係会社株式		16,099
繰延税金資産		937
その他		807
貸倒引当金		0
固定資産計		38,740
資産合計		96,421

		平成22年 9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
関係会社短期借入金		10,000
未払収益分配金		4
未払償還金		60
未払手数料		4,495
その他未払金	2	1,878
未払費用		7,118
未払法人税等		669
賞与引当金		1,518
その他		93
流動負債計		25,839
固定負債		
退職給付引当金		4,520
時効後支払損引当金		482
その他		22
固定負債計		5,025
負債合計		30,865
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		63,157
資本剰余金		17,180
資本剰余金		11,729
資本準備金		11,729
利益剰余金		34,247
利益準備金		685
その他利益剰余金		33,561
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		8,955
評価・換算差額等		2,399
その他有価証券評価差額金		2,415
繰延ヘッジ損益		16
純資産合計		65,556
負債・純資産合計		96,421

中間損益計算書

		自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		39,377
運用受託報酬		5,636
その他営業収益		61
営業収益計		45,075
営業費用		
支払手数料		18,603
調査費		10,459
その他営業費用		2,321
営業費用計		31,385
一般管理費	1	12,045
営業利益		1,645
営業外収益	2	3,121
営業外費用	3	48
経常利益		4,718
特別利益	4	513
特別損失	5	155
税引前中間純利益		5,077
法人税、住民税及び事業税		1,862
法人税等調整額		527
中間純利益		2,687

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間

（単位：百万円）

	自 平成22年 4月 1日
	至 平成22年 9月30日
株主資本	
資本金	
前期末残高	17,180
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	17,180
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,729
資本剰余金合計	
前期末残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,729
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	685
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	685
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	24,606
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	24,606
繰越利益剰余金	
前期末残高	9,872
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,605
中間純利益	2,687
当中間期変動額合計	917
当中間期末残高	8,955
利益剰余金合計	
前期末残高	35,164

当中間期変動額	
剰余金の配当	3,605
中間純利益	2,687
当中間期変動額合計	917
当中間期末残高	34,247
株主資本合計	
前期末残高	64,074
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,605
中間純利益	2,687
当中間期変動額合計	917
当中間期末残高	63,157
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	3,056
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	640
当中間期変動額合計	640
当中間期末残高	2,415
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	175
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	192
当中間期変動額合計	192
当中間期末残高	16
評価・換算差額等合計	
前期末残高	3,231
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	832
当中間期変動額合計	832
当中間期末残高	2,399
純資産合計	
前期末残高	67,306
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,605
中間純利益	2,687
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	832
当中間期変動額合計	1,749
当中間期末残高	65,556

[中間財務諸表作成の基本となる重要な事項]

	自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>子会社株式及び関連会社株式... 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの... 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの... 移動平均法による原価法</p>
2 デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	時価法
3 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p>
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
6 リース取引の処理方法	<p>リース取引開始日が平成20年 4月 1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

	自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日
7 ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。 また、為替予約が付されている外貨建金銭債権については、振当処理を行っております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約 ヘッジ対象 - 投資有価証券、短期貸付金 (3) ヘッジ方針 投資有価証券及び短期貸付金に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。
8 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
9 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更]

	自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日
資産除去債務に関する会計基準	当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年 3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日）を適用しております。 これによる損益への影響はありません。

[注記事項]

中間貸借対照表関係

平成22年 9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	2,221百万円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

中間損益計算書関係

自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	205百万円
無形固定資産	2,093百万円
長期前払費用	4百万円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	1,346百万円
金銭の信託運用益	1,554百万円
3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	38百万円
4 特別利益の内訳	
投資有価証券売却益	419百万円
株式報酬受入益	94百万円
5 特別損失の内訳	
投資有価証券売却損	149百万円
投資有価証券等評価損	6百万円

中間株主資本等変動計算書関係

自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日					
1 発行済株式に関する事項					
	株式の種類	平成22年 3月末	増加	減少	平成22年 9月末
	普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株
2 配当に関する事項					
	配当金支払額				
	平成22年 5月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。				
	・ 普通株式の配当に関する事項				
	(1) 配当金の総額		3,605百万円		
	(2) 1株当たり配当額		700円		
	(3) 基準日		平成22年 3月31日		
	(4) 効力発生日		平成22年 6月 1日		

リース取引関係

自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日	
1 ファイナンス・リース取引	
(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) 該当事項はありません。	
(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	
有形固定資産（器具備品）	
取得価額相当額	460百万円
減価償却累計額相当額	325
中間期末残高相当額	135
未経過リース料中間期末残高相当額	
1年内	88百万円
1年超	53
合計	141
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	56百万円
減価償却費相当額	52
支払利息相当額	2
減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。	
2 オペレーティング・リース取引	
未経過リース料	
1年内	7百万円
1年超	7
合計	14

金融商品関係

当中間会計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,452	1,452	-
(2)金銭の信託	38,874	38,874	-
(3)短期貸付金	186	186	-
(4)未収委託者報酬	10,177	10,177	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	9,681	9,681	-
(6)関係会社株式	3,064	68,074	65,010
資産計	63,436	128,446	65,010
(7)関係会社短期借入金	10,000	10,000	-
(8)未払金	6,439	6,439	-
未払収益分配金	4	4	-
未払償還金	60	60	-
未払手数料	4,495	4,495	-
その他未払金	1,878	1,878	-
(9)未払費用	7,118	7,118	-
(10)未払法人税等	669	669	-
負債計	24,227	24,227	-
(11)デリバティブ取引（*）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	22	22	-
デリバティブ取引計	22	22	-

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（1）現金・預金、(3)短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式（中間貸借対照表計上額：投資有価証券796百万円、関係会社株式13,035百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

有価証券関係

当中間会計期間末（平成22年9月30日）

1. 満期保有目的の債券(平成22年9月30日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式(平成22年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	68,074	65,010
合計	3,064	68,074	65,010

3. その他有価証券(平成22年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの			
株式	4,541	282	4,258
投資信託	1	1	0
小計	4,542	283	4,258
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託(1)	2,839	3,003	163
譲渡性預金	2,300	2,300	-
小計	5,139	5,303	163
合計	9,681	5,586	4,094

- (1) 当中間会計期間において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は 16百万円（税効果会計適用後）であり、中間貸借対照表に計上しております。

デリバティブ取引関係

当中間会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（ 1 ）通貨関連

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	2,809	-	22	先物為替相場によっている
為替予約等の振当処理	為替予約取引	短期貸付金	186	-	(*1) -	-
合 計			2,996	-	(*1) 22	-

(*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

セグメント情報等

当中間会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

(追加情報)

当中間会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

1 株当たり情報

自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日	
1 株当たり純資産額	12,727円70銭
1 株当たり中間純利益	521円87銭
(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。	
2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	2,687百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	2,687百万円
期中平均株式数	5,150千株

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月24日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀 井 純 子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第52期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月28日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村日本国債インデックスファンド（確定拠出年金向け）の平成21年5月12日から平成21年11月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村日本国債インデックスファンド（確定拠出年金向け）の平成21年11月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成21年5月12日から平成21年11月11日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月20日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村日本国債インデックスファンド（確定拠出年金向け）の平成22年5月11日から平成22年11月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村日本国債インデックスファンド（確定拠出年金向け）の平成22年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成22年5月11日から平成22年11月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)